

山口県報

平成19年
12月21日
(金曜日)

目次

告示

保安林予定森林(森林整備課)……………一

保安林の指定(長門市)(森林整備課)……………一

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………三

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課)……………三

萩都市計画道路の変更(都市計画課)……………三

長門市計画道路の変更(都市計画課)……………三

河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(建築指導課)……………四

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………六

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………七

換地計画書の縦覧(農村整備課)……………七

県営松小野北部地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧(農村整備課)……………八

三田尻中関港湾計画の変更の概要(港湾課)……………八

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………一

選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………一

海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数……………二

公安委告示

技能検定員審査の実施……………二

教習指導員審査の実施……………五

山口県告示第六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字大町二四七二、二四七三の一、二四七六、字古屋敷二九三九の二、字森ヶ谷三二六一

阿武郡阿武町大字福田上字足谷四五〇の一、四五〇の二、五一七の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

長門市渋木字立石二七四、二七六から二八一まで、二八一の一、二八一の六、二八一の七、二七七八から二七七七まで、二七九〇、二七九一、二七九五、字幸ヶ迫二八四、二八五の一、二八六の一、二八七、二八八、二八八の二、二八八の三、二七四七から二七六〇まで、二七六五から二七七七まで、字神田二九〇、二九二の一、二九三、二九五から二九八まで、二七四四から二七四六まで、日置中字東門前四〇八、四〇八の一から四〇八の三まで、四〇八の一三から四〇八の一五まで、字風呂ヶ浴四一、四二、四二の二、字梅ノ木四一三、四一四、四一四の二、四一四の三、字堂所四一五の一七、四一六、字西門前四一八、四一九、字上門前一九八五、油谷河原字阿惣ヶ浴八二〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市渋木字立石二七四・二七六・二七八・二七九・二七七九・字幸ヶ迫二八八・二七四七・二七五〇から二七五二まで・二七七五・二七七七・字神田二七四・五・二七四六・日置中字東門前四〇八・四〇八の一三・字堂所四一六・字西門前四一八・字上門前一九八五(以上一九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

長門市西深川字崩ノ河内二九二の一〇、渋木字東崩原三五五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市渋木字東崩原三五五の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第五百十一号)、保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第五百五十九号)、保安林の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第三百二二号)及び保安林の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第三百九十号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市経済部農林水産課、萩市農林部林政課、光市経済部水産林業課、山陽小野田市環境経済部農林水産課、美東町役場、秋芳町役場及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十五年山口県告示第五百五十二号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十九年十一月三日限り消滅した。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

防府市加入区

山口県告示第六百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
八島区域 白井田区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 法第百四条第一号に掲げる漁業	

山口県告示第六百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、萩都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び萩市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

- 萩都市計画道路一・四・一萩三隅道路
萩都市計画道路三・三・二大屋土原線
変更の内容
区域及び構造の変更

一 都市計画の種類及び名称

- 萩都市計画道路三・三・一玉江新川線
萩都市計画道路三・五・十椿新川線
変更の内容
構造の変更

山口県告示第六百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、長門都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
長門都市計画道路一・四・一萩三隅道路
変更の内容
区域及び構造の変更

一 都市計画の種類及び名称

- 長門都市計画道路三・四・一白方下郷線
長門都市計画道路三・四・二東海岸通り線
長門都市計画道路三・四・三長門市駅通線
長門都市計画道路三・五・六瀬戸下郷線
長門都市計画道路三・五・七港上市線
長門都市計画道路三・五・八小浜市線
長門都市計画道路三・五・九棧橋田屋線

- 長門都市計画道路三・五・十一豊原野波瀬線
- 長門都市計画道路三・四・十二長門三隅線
- 長門都市計画道路三・四・十三長門市駅南中央線
- 変更の内容
- 構造の変更

山口県告示第六百四十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 河川 の 名称
木屋川水系木屋川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十九年十二月二十一日
- 三 廃川敷地等の位置
下関市小月京泊一五四七番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 三三・三四平方メートル

山口県告示第六百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	空調調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十二月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年一月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第六百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場電気設備(競技照明設備)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備(競技照明設備)工事

(一) 工事場所 山口市吉敷地内

(二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	競技照明設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年十二月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の電気工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年一月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第六百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場電気設備（映像設備）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備（映像設備）工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	映像設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十二月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの

の（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が千百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年一月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第六百四十五号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

「山口県出納局会計課」を「山口県会計管理局会計課」に改め、

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

下関市大平地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月二十五日から平成二十年一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六三〇) 県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたの
 で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
 に供します。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月二十五日から平成二十年一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六三一) 三田尻中関港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第一百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、三田尻
 中関港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成十九年十二月二十一日

三田尻中関港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 港湾計画の変更の概要

平成五年五月二十五日山口県公告(二二八)によりその概要を公告した三田尻中関
 港湾計画について、平成三十年代前半における取扱貨物量を七百八万トンと想定
 して変更した事項は、次のとおりです。

(一) 水域施設計画

イ 航路

地区名	称 項目		深 度	幅 員
	変更後	変更前		
三田尻地区	築地	航路	(メートル)深	(メートル)員
	変更後	変更前		
	七・五	一一・〇		二二〇

ロ 泊地

地区名	項 目		深 度	積 積
	変更後	変更前		
三田尻地区	水	水	(メートル)深	(ヘクタール)積
	変更後	変更前		
	五・五	四・五		二

ハ 泊地の追加

地区名	水	深 度	積 積
中関地区		(メートル)深	(ヘクタール)積
		一一・〇	一

ニ 航路・泊地

地区名	水	深 度	積 積
三田尻地区		(メートル)深	(ヘクタール)積
		五・五	一五
中関地区			
		一一・〇	一

(二) 外郭施設計画

イ 防波堤

中 関 地 区				三 田 尻 地 区				地 区 名	
変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前		項 目	
"	"	"	"	"	"	"	"	公 共 用	公 共 用 又 は 専 用 の 別
七・五	二二・〇	七・五	二二・〇	五・五	七・五	四・五	七・五	一・〇	水 (メートル) 深
四バース	三バース	四バース	二バース	二バース	二バース	二バース	四バース	二バース	又バースは1延ス長数
"	"	"	"	"	"	"	"	一	用 途

(三) 係留施設計画
岸壁

中 関 地 区	三 田 尻 地 区	地 区 名	項 目	称	延	(メートル) 長
防波堤	防波堤					
九六〇	二二〇					

防波堤の追加

三 田 尻 地 区	地 区 名	項 目	称	延	(メートル) 長
築地東防波堤					
一七一					

口 緑地

三 田 尻 地 区	地 区 名	水	バース数
		(メートル) 深	
七・五			一

(七) 大規模地震対策施設計画
イ 岸壁

三 田 尻 地 区	地 区 名	項 目	面
			(ヘクタール) 積
七			四

口 緑地

三 田 尻 地 区	地 区 名	延	(メートル) 長
六〇〇			

(六) 港湾環境整備施設計画
イ 海浜

三 田 尻 地 区	地 区 名	種 類	廃 棄 物	量	面積 (ヘクタール)
		しゅんせつ土砂		(万立方メートル)	
一六〇					
					二二

(五) 廃棄物埋立護岸の追加
廃棄物処理計画

- 臨港交通施設計画
- 臨港道路築地西線の配置の変更
- 臨港道路中関西線の配置の変更
- 臨港道路中関東線の配置の変更
- 廃棄物埋立護岸の追加
- 廃棄物処理計画

(四) 臨港交通施設計画

					地区名														
変更前					項目														
					面 (ヘクタール)積														
三	三四	一九二	九	四七	埠 _ホ														
交	都	工	港	埠 _ホ	頭														
通	市	業	湾	埠 _ホ	頭														
機	再	用	関	埠 _ホ	頭														
能	開	用	連	埠 _ホ	頭														
用	発	用	用	埠 _ホ	頭														
地	用	地	地	埠 _ホ	頭														
					用途														

中 関 地 区		三 田 尻 地 区		地 区 名		項 目		面 (ヘクタール)積											
変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前													
二		一		二 三		二 七													

臨 港 道 路 築 地 東 線		名 称		起 点		終 点		車 線 数											
新 築 地 埠 _ホ 頭																			
県 道 防 府 環 状 線																			
二																			

八 道 路		地 区 名		面 (ヘクタール)積															
五																			

中 関 地 区												三 田 尻 地 区								
変 更 後						変 更 前						変 更 後								
七	七	二 二 七	一	二	二 六	三	一	八	八	二 二 八	二	二	二	三	二 二 六	九	三 九	一 八		
緑	交	工	交	港	埠 _ホ	公	レ	緑	交	工	港	埠 _ホ	緑	交	工	港	埠 _ホ	緑		
地	通	業	流	湾	頭	共	ク	地	通	業	湾	頭	地	通	業	湾	頭	地		
	機	用	厚	関	頭	用	リ	地	機	用	関	頭	地	機	用	関	頭	地		
	能	地	生	連	用	施	エ	地	能	地	連	用	地	能	地	連	用	地		
	用		用	用	地	設	ー	地	用		用	地	用	用		用	地			
	地		地	地		用	シ		地		地					地				
						地	ョ													
							ン													
							施													
							設													
							用													
							地													

(十) その他の計画
イ 小型船だまり計画

地区名	称	項目	変更後		変更前	
			用地	泊地	用地	泊地
三田尻地区	新築地北船だまり	物揚場	小型棧橋	小型棧橋		
			小型棧橋	小型棧橋		
			航路 泊地	航路 泊地	物揚場	物揚場
			物揚場	物揚場	船揚場	船揚場
中関地区	中関東船だまり	航路 泊地	航路 泊地	航路 泊地	防波堤	防波堤
			防波堤	防波堤	物揚場	物揚場
			物揚場	物揚場	船揚場	船揚場
			埠頭	埠頭	埠頭	埠頭

ロ 小型船だまり計画の追加

地区名	称	港湾施設
中関地区	四ノ榭船だまり	小型棧橋

ハ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設計画

地区名	港湾施設	規模及び配置	中関地区	
			岸壁	泊地
中関地区	航路・泊地	水深二・〇メートル 面積一・〇ヘクタール	水深二・〇メートル 三バース	水深二・〇メートル 面積一・〇ヘクタール
			水深二・〇メートル 面積一・〇ヘクタール	水深二・〇メートル 面積一・〇ヘクタール

二 物資補給等のための施設計画

地区名	港湾施設	規模及び配置
三田尻地区	岸壁	水深五・五メートル 四バース

二 港湾計画の縦覧の場所
山口県土木建築部港湾課

(六三二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市中川四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下関市長府松小田本町四番一〇号

株式会社エムエスコーポレーション



山口県選挙管理委員会告示第九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数)は、次の表のとおりである。

平成十九年十二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、五〇九
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七〇、九〇四
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七〇、九〇四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 六 熊毛郡選挙区 九 下関市選挙区 七 宇部市選挙区 四 山口市選挙区 五 萩市阿武郡選挙区 一 防府市選挙区 三 下松市選挙区 一 岩国市選挙区 四 光市選挙区 二 柳井市選挙区 一 美祢市選挙区 一 周南市選挙区 一 山陽小野田市選挙区 一
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二七〇、九〇四
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二七〇、九〇四

山口県選挙管理委員会告示第九十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年十二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

海 区 名	三分の一の数
山口県日本海海区	一、九六六
山口県瀬戸内海海区	二、五九三



山口県公安委員会告示第七十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年十二月二十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十年一月二十一日(月曜日)及び同月二十二日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千一百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千一百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年一月二十二日(火曜日)及び同月二十三日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円

四	自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五	技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千元
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自）、技能検定員審査（普自）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年一月二十三日（水曜日）及び同月二十四日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年一月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六	運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七	審査手数料 一万四千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
審査	細目	減ずる額
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三	教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千元
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年一月二十四日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第七十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年十二月二十一日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年一月二十八日(月曜日)及び同月二十九日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

- 備考
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十年一月二十九日(火曜日)及び同月三十日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円

三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自)、教習指導員審査(普自)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年一月三十日(水曜日)及び同月三十一日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通一種)
- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年一月三十一日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

- 三 審査申請書の受付期間及びび時間
 平成二十年一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- 七 審査手数料
 一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成十九年十二月二十一日印刷
 平成十九年十二月二十一日発行
 発行人 山口県知事
 定価一箇月 金二千七百円(送料共)